

金沢大学(角間)附属図書館等棟施設整備事業

入札説明書

平成 15 年 2 月 28 日

金沢大学

目次

1 . 入札説明書の定義	1
2 . 対象事業の概要等	2
(1) 公告日	2
(2) 契約担当官等	2
(3) 担当部局	2
(4) 調達機関番号等	2
(5) 品目分類番号	2
(6) 事業名称	2
(7) 事業内容	2
1) 公共施設等の種類等	2
2) 事業方式	3
3) 事業期間	3
4) 事業の範囲	3
5) 特別食堂について	4
(8) 施設の概要	5
(9) 大学の支払に関する事項	6
(10) 事業に必要と想定される根拠法令等	6
(11) 事業スケジュール	7
3 . 事業者の選定方法	8
4 . 応募に関する条件等	9
(1) 応募者の備えるべき参加資格	9
1) 応募者の参加要件等	9
2) 応募者の構成員等の資格等要件	10
3) 競争参加資格の確認	13
4) 競争参加資格の確認後の取扱い	13
(2) 応募に関する留意事項	13
1) 入札説明書の承諾	13
2) 費用負担	13
3) 入札保証金及び契約保証金	13
4) 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて	14
5) 参加表明書等の取扱い	14
6) 入札提出書類の取扱い	14
7) 大学からの提示資料の取扱い	15
8) 応募者の複数提案の禁止	15

9) 使用言語、単位及び時刻.....	15
1 0) その他.....	15
(3) 入札の実施.....	16
1) 入札公告等.....	16
2) 参加表明書等の提出及び競争参加資格の審査.....	18
3) 入札.....	19
4) 入札の辞退.....	21
5) 入札無効に関する事項.....	21
6) 開札.....	22
7) 落札者の決定.....	22
8) 入札結果の通知及び公表.....	22
9) 特定事業の選定の取消し.....	23
1 0) 本事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の 契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無.....	23
1 1) 苦情申立て.....	23
5 . 提案内容審査.....	24
(1) 審査委員会の設置.....	24
(2) 審査の方法.....	24
(3) 審査項目等.....	24
1) 基礎審査.....	25
2) 定量的審査.....	25
(4) 審査委員会事務局等.....	25
6 . 事業契約に関する事項.....	26
(1) 基本協定書の締結.....	26
(2) 特別目的会社 (SPC) の設立.....	26
(3) 事業契約の締結.....	26
(4) 事業契約の概要.....	26
1) 契約金額.....	26
2) 事業の遂行.....	26
3) 対価の支払等.....	26
4) 選定事業者の権利義務等に関する制限.....	27
5) 大学と選定事業者の責任分担等.....	28
6) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	29
7) 選定事業者が付保する保険等.....	29
7 . 事業実施に関する事項.....	30
(1) 誠実な業務遂行事務.....	30

(2) 事業期間中の選定事業者と大学の関わり	30
(3) 業務内容	30
1) 業務内容	30
2) 業務の委託.....	30
(4) 大学によるモニタリング.....	30
1) 本事業の実施状況の確認.....	31
2) 支払の減額等	31
3) 財務書類の提出.....	32
(5) 土地の使用等	32
8 . 提出書類	33
(1) 入札説明会・現地見学会への参加、入札説明書に関する質問のための提出書類	33
(2) 参加表明、競争参加資格確認申請時の提出書類.....	33
(3) 入札辞退時の提出書類	33
(4) 入札時の提出書類	33
9 . その他.....	37
(1) 情報の提供.....	37
(2) 契約に違反した場合等の取扱い	37

1. 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本件入札説明書」という。）は、金沢大学（以下「大学」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「金沢大学（角間）附属図書館等棟施設整備事業」を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、応募者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成14年10月10日に公表した実施方針（添付資料を含む。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問・回答及び意見・提案を反映している。したがって、応募者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

また、別添「金沢大学（角間）附属図書館等棟施設整備事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「金沢大学（角間）附属図書館等棟施設整備事業に関する契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）、「金沢大学（角間）附属図書館等棟施設整備事業に関する基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）、「様式集」及び「落札者決定基準」は、本件入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針に関する質問・回答及び要求水準書（案）に関する質問・回答によることとする。

2. 対象事業の概要等

(1) 公告日

平成 15 年 2 月 28 日

(2) 契約担当官等

支出負担行為担当官

金沢大学事務局長 大島 有史

(3) 担当部局

金沢大学 施設部 企画課

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課

TEL 076-264-5107

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス：fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

(4) 調達機関番号等

調達機関番号 016

所在地番号 17

第 176 号

(5) 品目分類番号

41、42、75、78

(6) 事業名称

金沢大学(角間)附属図書館等棟施設整備事業

(7) 事業内容

1) 公共施設等の種類等

公共施設等の種類

自然科学系図書館、総合教育研究施設(会議室、ロビー)、福利施設(学生食堂、特別食堂、購買等)を1棟とした複合施設

事業場所等

ア. 事業場所 石川県金沢市角間町 金沢大学構内

イ. 敷地面積 527,186.07 m² (うち本事業建設予定地 約 7,460 m²)

ウ．用途地域 第1種中高層住居専用地域

エ．建ぺい率 40%

オ．容積率 200%

2) 事業方式

金沢大学(角間)附属図書館等棟施設整備事業(以下「本事業」という。)は、PFI法に基づき、選定事業者(本件入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)が金沢大学(角間)附属図書館等棟及びこれに附帯する工作物その他施設(以下「本施設」という。)の設計及び建設を行った後、公共施設の管理者等である金沢大学(以下「大学」という。)に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理、及び一部の運営業務を遂行する方式(BTO(Build, Transfer, Operate))により実施する。

本事業は、金沢大学(角間)附属図書館等棟の設計及び建設並びに維持管理業務に係る対価として大学が民間事業者に費用を支払うものである。

3) 事業期間

事業契約締結の日から平成30年3月31日まで

4) 事業の範囲

選定事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりである。なお、各業務における具体的内容については要求水準書及び事業契約書(案)に示す。

金沢大学(角間)附属図書館等棟の設計及び建設

- ・ 本施設に係る設計(基本設計・実施設計)業務
- ・ 本施設に係る建設業務
- ・ 基礎等設計のための土質調査業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 本施設の建設に伴う各種申請等の業務
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

金沢大学(角間)附属図書館等棟の運営及び維持管理

- ・ 本施設に係る維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 昇降機設備保守点検業務
- ・ 消防用設備保守点検業務
- ・ 空調・給水設備保守点検業務
- ・ 受変電設備・電力・通信設備保守点検業務
- ・ 建物(構造・仕上)保守点検業務

- ・ 自動化書架保守点検業務
- ・ 環境測定業務
- ・ 外構保守点検業務
- ・ 自家用電気工作物を設置する場合は、当該施設の保安業務
- ・ 廃棄物処理業務
- ・ 福利施設の一部（特別食堂）の運営

なお、自然科学系図書館、総合教育研究施設の運営については大学が、福利施設のうち学生食堂、購買等の運営については金沢大学生協同組合が、それぞれ実施することを予定している。従って、これらの施設の運営については選定事業者の業務には含まない。

5) 特別食堂について

応募者は、福利施設のうち特別食堂について、次に掲げる条件の範囲内において自由に提案を行うことができる。提案の有無を含め、応募者の自由とするが、特別食堂についての提案は事業者選定のための審査項目のひとつとなることに留意する必要がある。選定事業者は、自らが行った提案に基づき、事業期間中、特別食堂の運営を行うこととする。

【特別食堂の運営等】

設置の目的：金沢大学の教職員、大学への来客、及び学生への食事、喫茶の提供を行う。

施設規模：約 70 席。床面積は約 300 m²程度と想定。可動式間仕切り等で 10～12 名程度の会食ができるように考慮する。また、遮音性能を十分に確保した計画とする。

施設形態：テーブルサービスのレストラン。セルフサービスの学生食堂と比較してグレードの高いものを想定する。

サービス内容：メニュー等については事業者の提案によるものとする。ただし、来客への食事の提供という目的に鑑み、単一商品の提供ではなく、ある程度、利用者に選択の余地があるものが望ましい。アルコールの提供は可とする。また、学内における会議やパーティへの出張サービスも認める予定である。

営業時間：月曜日～金曜日（10:00～20:00）、土曜日（10:00～13:00）

休講期（2/10～3/31 頃、8/1～9/30 頃）（月～土、11:00～13:30）

なお、営業時間については事業者の提案により延長可能とする。

建物使用料：無償とする。

厨房設備等：厨房設備ならびに食事スペースのテーブル・イス等の備品については事業者からの提案をもとに、本事業とは別に大学の負担により標準グレードのものを用意する予定である。厨房設備の使用料については厨房設備の初期

投資額の 5.94% (年間) とすることを予定している。

水光熱費 : 特別食堂に関する水道光熱費については選定事業者が負担するものとする。

附帯施設 : 選定事業者は、特別食堂の設置目的を損なわず、上記の諸条件を満たす範囲内であれば、事前に大学の許可を得て購買等の業務を行うことができる。

その他 : 営業にあたって必要な許認可については選定事業者が申請することとする。

(8) 施設の概要

施設の概要は以下のとおり。詳細は要求水準書を参照のこと。

部 門 名	概要	概ねの面積(m ²)
自然科学系図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収容可能冊数 585 千冊 ・ 閲覧席 約 420 席 ・ 職員数 6 人 ・ AV ホール約 100 席、個別研究室 4 室、グループ学習室・演習室、談話コーナー、教材利用・検索コーナー、リフレッシュコーナー ・ 自然科学系書籍・資料の収集、閲覧、貸出、複写、レファレンスサービス、情報検索サービス ・ 一般開放(閲覧、貸出、複写及びレファレンスサービス) ・ 視聴覚機材・資料を用いた講義、会議、講演会の開催 ・ グループ学習室、個別研究室の提供 ・ 24 時間開館の実施 	5,340
総合教育研究施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロビー、会議室 9 室 ・ 工学部、薬学部、理学部、自然科学研究科、がん研究所の会議、講演会等の開催 	1,360
福 利 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生食堂 約 650 席 学生・教職員への食事・喫茶の提供 ・ 特別食堂 約 70 席 教職員・学生・大学来客者への食事・喫茶の提供 ・ 購買 学生・教職員への書籍・食品・文具・日常生活品等の提供、自動販売機等の設置 	2,080
渡 り 廊 下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合研究棟 との連絡通路 	240
設 備 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気室、機械室、空調機械室、EV 機械室 	310
計		9,330

(注) 上記面積にはサービスヤード、アカデミックホール等は含まない。

本施設の規模は、延床面積 9,330 m²以上(面積増 + 2%以内)とし、総合教育研究施設、自然科学系図書館、福利施設も各々上記の概ねの面積の ± 2%以内とする。詳細については要求水準書に示す。

(9) 大学の支払に関する事項

大学の選定事業者に対する支払いは選定事業者が実施する本施設の設計及び建設に係る対価と維持管理業務に係る対価から成る。大学は、財政法(昭和22年3月31日法律第34号)第15条第1項に規定する国庫債務負担行為により、本施設の設計及び建設に係る対価と維持管理業務に係る対価を共用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第10条第1項に規定する公共施設の管理者等と選定事業者との間で締結する事業契約書(以下「事業契約書」という。)に定めるところにより支払う。詳細は「6. - (4) - 3) 対価の支払等」を参照のこと。

なお、国立大学については現在、独立行政法人となることが検討されているが、本学の独立行政法人化は本事業における大学から選定事業者への支払いについては何ら影響を及ぼすものではない。

(10) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業にあたっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。)のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)
建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)
消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)
食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)
財政法(昭和22年3月31日法律第34号)
会計法(昭和22年3月31日法律第35号)
予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)
国有財産法(昭和23年6月30日法律第73号)
国有財産特別措置法(昭和27年6月30日法律第219号)
国立学校設置法(昭和24年5月31日法律第150号)
国立学校特別会計法(昭和39年4月3日法律第55号)
高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律

(平成6年6月29日法律第44号)
エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年6月22日法律第49号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)
その他関連する法令、条例等

(11) 事業スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

落札者との基本協定の締結	平成 15 年 7 月
選定事業者との事業契約締結	平成 15 年 7 月～8 月
設計及び建設期間	事業契約締結～平成 17 年 2 月
引渡し	平成 17 年 3 月
運営・維持管理期間	平成 17 年 3 月～平成 30 年 3 月末

3 . 事業者の選定方法

本事業は、設計及び建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、本施設の設計及び建設に係る対価及び維持管理業務に係る対価の額並びに事業運営能力、設計及び建設能力、維持管理能力等その他の条件により決定（いわゆる総合評価方式による一般競争入札：会計法第 29 条の 6 第 2 項、予算決算及び会計令第 91 条第 2 項）を行う。

落札者の決定は、2 段階により実施し、第 1 段階は競争参加資格審査、第 2 段階は提案内容審査を行う。

なお、本事業は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（昭和 55 年 11 月 18 日政令第 300 号）が適用される。

4. 応募に関する条件等

(1) 応募者の備えるべき参加資格

1) 応募者の参加要件等

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。また、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書、競争参加資格確認申請書および競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出時に協力会社として明記し、以下の要件を満たすこと。

また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書等の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者で、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。申立をした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

参加表明書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付 文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止措置、または「契約事務の適正な執行について」（平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知）別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。

大学が本事業について、アドバイザー業務を委託したみずほ総合研究所株式会社並びにみずほ総合研究所株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所及び株式会社佐藤総合計画またはこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。次の者が、応募企業又は応募グループの構成員もしくは協力会社となっていないこと。

(イ) 角間 団地の基本設計の作成に関与した者

(ロ) 本施設の学生食堂、購買等の運営業務を行う予定である者

応募企業、あるいは応募グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募

企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。ただし、自動化書架の維持管理を行う者については、ある応募グループの構成員または協力会社になっている場合であっても、他のグループの協力会社となることを認める。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。なお、本事業の審査員は「5. - (1)」に示すとおりである。

2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業、応募グループ及び協力会社のうち設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した後、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む）は、それぞれ、及びの要件を満たすこと。応募企業または応募グループの構成員が、の全ての要件を満たしていない場合であっても、協力会社も含めて要件を満たしていれば可とする。

なお、及びのうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。ただし、工事監理業務と建設業務については兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。工事監理に当たる者の要件はに示したとおりとする。

設計に当たる者は、次の要件を満たすこと

- (ア) 文部科学省において、平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。
- (イ) 経営状況が健全であること。
なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと並びに経営状態が著しく不健全でないことをいう。
- (ウ) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (エ) 建築士法（昭和25年法律202号）第23号の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (オ) 平成5年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造、地上2階建以上、延べ面積4,000㎡以上の図書館。図書館と他の施設との複合施設の場合は、図書館部分の面積が4,000㎡以上であること。図書館は、国公立大学、私立大学、その他の学校、及び公共図書館等のいずれでも構わない。

建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

- (ア) 建設に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)が次の点以上であること。

建築一式工事	1250点
電気工事	950点
管工事	950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

- (イ) 提案内容に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

- (ウ) 平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、複数の建設会社が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、そのうちの1者が工事種類ごとの下記の施工実績を有すれば良いものとする。

鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造、地上2階建以上、延べ面積4,000㎡以上の図書館。図書館と他の施設との複合施設の場合は、図書館部分の面積が4,000㎡以上であること。図書館は、国公立大学、私立大学、その他の学校、及び公共図書館等のいずれでも構わない。

- (エ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

a. 建築工事

一級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士もしくは技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建築部門とするものに合格した者)の資格を有する者、またはこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b. 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者）の資格を有する者、またはこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c．機械設備工事

一級管工事施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」または「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門または衛生工学部門とするものに合格した者）の資格を有する者、またはこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

d．平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記（ウ）に掲げる工事の経験を有する者であること。

e．監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

維持管理に当たる者（自動化書架の維持管理を行う者を除く）は、次の要件を満たすこと

- (ア) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において、平成13・14・15年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B、又はC等級に格付けされている者であること。
- (イ) 業務を実施するにあたって必要とする資格（許可・登録・認定など）を有していること。

工事監理に当たる者は、次の要件を満たすこと

- (ア) 上記2) (ア)に同じ。
- (イ) 上記2) (イ)に同じ。
- (ウ) 上記2) (ウ)に同じ。
- (エ) 上記2) (エ)に同じ。
- (オ) 平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造、地上2階建以上、延べ面積4,000㎡以上の図書館。図書館は、国公立大学、私立大学、その他の学校、及び公共図書館等のいずれでも構わない。

なお、参加表明書等により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会

社を新たに追加または減らすことは原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合は除く。）は、大学と協議を行うこととする。

3) 競争参加資格の確認

競争参加希望者は、上記「4. - (1) - 1) ~ 2)」に掲げる要件（以下「競争参加資格」という。）を満たすことを証明するため、後述する手続きにより競争参加資格確認申請を行い、競争参加資格の確認を受けなければならない。

4) 競争参加資格の確認後の取扱い

競争参加資格を有するとの確認を受けた応募企業、あるいは応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、開札日において、「4. - (1) - 1) ~ 2)」に定める要件の一つでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）には、競争参加資格がない者に該当するので、当該企業あるいは当該グループは、入札の参加は認められない。

開札日以降、落札者の決定日までに、応募企業、あるいは応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、指名停止等に該当することとなった場合には、当該応募者が提出した事業提案は審査の対象としないものとする。

落札者について、落札者決定以降事業契約締結までに指名停止等に該当することとなった場合は失格とする。

(2) 応募に関する留意事項

1) 入札説明書の承諾

応募者は、「8. - (2)」に掲げる参加表明書等の提出をもって本件入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

3) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については以下のとおりとする。

入札保証金は、免除する。

契約保証金は、免除する。ただし、選定事業者は建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設引渡日までを期間として、建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上について、支出負担行為担当官 金沢大学事務局長または、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結

し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官金沢大学事務局長に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官金沢大学事務局長のために設定するものとする。

4) 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資の対象事業であるが、当該融資による資金調達の可否のリスクは選定事業者が負担するものとする。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うこと。

当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

5) 参加表明書等の取扱い

参加表明書等の取扱いについては以下のとおりとする。

支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を競争参加資格の審査以外に応募者に無断で使用しない。

提出された参加表明書等は返却しない。

参加表明書等の変更等の禁止

提出された参加表明書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。なお、例外的に、支出負担行為担当官が提出された参加表明書等の差し替え若しくは再提出を指示した場合であっても、参加表明書等の提出期限以降の差し替え若しくは再提出は認めない。

6) 入札提出書類の取扱い

入札提出書類の取扱いについては以下のとおりとする。

著作権

本事業に関する入札提出書類(「8.-(4)」により応募者が提出した書類をいう。以下同じ。)の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出された資料は、民間事業者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。

なお、入札提出書類は応募者に返却しない。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、

維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

7) 大学からの提示資料の取扱い

大学が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

8) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

9) 使用言語、単位及び時刻

入札その他の手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

10) その他

応募者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。

競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 入札の実施

入札に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

スケジュール(予定)	内容
平成 15 年 2 月 28 日	入札公告
平成 15 年 3 月 5 日	入札説明会・現地見学会
平成 15 年 3 月 6 日～3 月 12 日	入札説明書等に関する質問受付期間
平成 15 年 3 月 24 日	入札説明書等に関する質問への回答公表
平成 15 年 3 月 26 日～3 月 28 日	参加表明書等の受付
平成 15 年 4 月 4 日	競争参加資格の審査結果の通知
平成 15 年 5 月 14 日～5 月 16 日	入札提出書類の受付
平成 15 年 5 月 16 日	開札
平成 15 年 7 月上旬	落札者の決定
平成 15 年 7 月中旬	落札者との基本協定の締結
平成 15 年 7 月中旬～8 月	選定事業者との事業契約締結

注) 資料等を追加して公表する場合もあり、その場合は適宜質問・回答の機会を設ける。

1) 入札公告等

入札公告

平成 15 年 2 月 28 日、官報及び掲示板(石川県金沢市角間町 金沢大学事務局 4 階)において、入札公告を行う。

入札説明書等の交付期間、場所及び方法

平成 15 年 2 月 28 日(金)から平成 15 年 5 月 15 日(木)まで

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ

<URL> <http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

金沢大学ホームページ

<URL> <http://www.kanazawa-u.ac.jp/>

もしくは、2.(3)に示した担当部局で交付する。

入札説明会・現地見学会

以下のとおり、本件入札に関する説明会及び現地見学会を開催する。なお、入札説明会に関する情報等は、金沢大学のホームページに掲載するので、適宜確認すること。

日時：平成 15 年 3 月 5 日(水)午後 1 時から午後 3 時まで

場所：金沢大学事務局大会議室(6 階)

参加者等：本事業への参画を希望する民間事業者。ただし、1社につき3名までとする。参加希望者は平成15年3月4日（火）までに（様式1-1）により下記の連絡先に事前登録すること。

連絡先：〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課

TEL 076-264-5107（ダイヤルイン）

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス：fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関し質問事項がある場合は、以下の要領にて受け付ける。

受付期間：平成15年3月6日（木）～平成15年3月12日（水）

（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

持参の場合は、午前9時00分から午後5時00分まで。

郵送・電子メールの場合は3月12日（水）午後5時00分（必着）。

提出方法：以下のいずれかの方法により提出すること。

フロッピー（印刷物を添付）により持参又は郵送。

FAXによる場合は、着信を確認するとともに、速やかにフロッピーを持参又は郵送すること。

電子メールの場合は、質問書（様式1-2）を添付ファイルとし、着信を確認すること。

いずれの場合も、文書（質問書を含む）はMicrosoft Excelにより作成し、質問書（様式1-2）の連絡先欄に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを必ず記載すること。なお、提出されたフロッピーは返却しない。また、上記の受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

宛先：上記 入札説明会・現地見学会の連絡先に同じ。

回答の公表：質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き、平成15年3月24日（月）を目途として文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ、金沢大学ホームページ及び掲示版（石川県金沢市角間町 金沢大学事務局4階）において公表する。

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室

<URL> <http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

金沢大学

<URL> <http://www.kanazawa-u.ac.jp/>

2) 参加表明書等の提出及び競争参加資格の審査

参加表明書等の提出

- (ア) 競争参加希望者は、参加表明書等を支出負担行為担当官へ提出し、競争参加資格の有無について審査を受けなければならない。

提出先

期間：平成 15 年 3 月 26 日（水）～平成 15 年 3 月 28 日（金）

時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

場所：〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課

TEL 076-264-5107

FAX 076-234-4030

方法：参加表明書等は、持参することにより提出すること。なお、郵便及び電送（電子メール等）によるものは受け付けない。

- (イ) 設計実績、建設工事の施工実績、工事監理の実績は、様式集に定めるところに従い作成すること。

- (ウ) 競争参加資格のうち、施工実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域、並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、日本国における施工実績をもって行う。

- (エ) 上記「4. - (1) - 2) - (ア) (ア) (ア) (ア)」に掲げる文部科学省における有資格者として登録を行っていないものであつても、参加表明・資格確認申請の提出期限日までに登録の申請を行い、開札の時に条件を満たしていれば、参加資格があることを確認するものとする。

競争参加資格の審査結果の通知

競争参加資格の審査結果の通知は、競争参加資格確認申請を行った者に対して、書面により平成 15 年 4 月 4 日（金）までに発送する。応募グループの場合は、代表企業に発送するとともに、併せて、登録受付番号を通知する。

競争参加資格なしとされた場合の扱い

競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないとされた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由。た

だし、A4版とする。)により説明を求めることができる。

期限：平成15年4月15日(火)午後5時00分(必着)

場所：〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課

TEL 076-264-5107

方法：書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送(電子メール等)によるものは受付けない。なお、郵送する場合は必ず「配達記録郵便」とすること。

回答期日：平成15年4月23日(水)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

3) 入札

競争参加資格の確認を受けた応募者を対象として、次により入札を実施する。

入札の方法

(ア)入札提出書類は持参若しくは郵送のいずれかの方法により一括して提出すること。

なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

受付期間：平成15年5月14日(水)～平成15年5月16日(金)

午前9時00分から午後5時00分まで

5月16日(金)は午後3時00分まで

(ただし、郵送する場合は平成15年5月15日(木)午後5時00分(必着))

受付場所：〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課

TEL 076-264-5107

(イ) 入札価格

入札書に記載される入札価格は、設計及び建設に係る対価と維持管理業務に係る対価の総額から消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を控除した金額とする。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された入札価格から別紙1に示す割賦金利相当額を控除した金額の100分の5に相当する額(消費税等相当額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

入札価格の算出方法及びサービス対価の支払い方法についての詳細は別紙1「入札

価格等の算出方法及びサービス対価の支払い方法」を参照のこと。

(ウ) 入札執行回数は、原則として2回とする。

なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

(エ) 入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。

封筒の表には、必ず、宛名「支出負担行為担当官 金沢大学事務局長 大島 有史」、「金沢大学(角間) 附属図書館等棟施設整備事業に係る入札書在中」と記載し、「入札者名」を明記すること。

(オ) 代理人が入札書を提出する場合には、入札書に委任状(様式4-2-1)を添付すること。郵便による入札の場合、委任状は表封筒と入札書を入れて封印した中封筒の間に入れて郵送すること。また、グループで参加する場合は、代表企業が入札書を提出すること。

(カ) 会社の支店長等が支店長等の資格において本入札に参加しようとする場合は、代理人の場合と同様、入札書に委任状(様式4-2-1)を添付すること。

(キ) 入札に当たっての留意事項

入札提出書類の提出にあたって、提出期限に遅れたときは、入札に参加できない。また、入札時には身分を証明できるもの(社員証、運転免許証等)を持参すること。

公正な入札の確保

(ア) 入札に当たっては、応募者等は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年4月14日法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(イ) 応募者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者等と入札価格及び提案内容又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。

(ウ) 応募者等は、落札者の決定前に、他の応募者等に対して入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。

入札のとりやめ等

応募者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行

できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該応募者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

4) 入札の辞退

競争参加資格の確認通知を受けた応募者が入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式3-1)を下記宛てに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

期限：平成15年5月16日(金)午後3時00分

(ただし、郵送する場合は平成15年5月15日(木)午後5時00分(必着))

提出先：〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課

TEL 076-264-5107

5) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等、開札の時に4.に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。また、本公告に示した開札日は新年度の平成15年5月16日であるため、「4.(1)2) 応募者の構成員等の資格等要件」が15年度において有効なものでない場合、「4.(1)4) 競争参加資格の確認後の取扱い」に示す「開札日において、競争参加資格がない者」に該当することになるので、その点に十分留意し、所定の手続きを行うこと。

本入札説明書に示した応募者に必要な要件のない者が行った入札

委任状を提出しない代理人が行った入札

「参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外の者が行った入札

応募者の記名又は応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札

又は入札事項を明示しない入札

金額を訂正した入札

参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った入札

誤字又は脱字等により意思表示が不明確な入札

明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について他者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者が行った入札

同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた入札
その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

6) 開札

開札は、以下に掲げる日時及び場所において入札者またはその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係ない当局の職員を立ち会わせて行う。応募者は以下に掲げる者のうち1名を開札会場に立ち会わせることができる。

- 応募者（応募企業の代表者、グループの場合は代表企業の代表者）
- 応募者の代理人（委任状により入札書を提出している者）
- 委任状による応募者（支店長等）

開札日時：平成15年5月16日（金） 午後3時00分

開札場所：〒920-1192 石川県金沢市角間町
金沢大学事務局第1会議室（4階）

開札においては入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、予定価格の範囲内の入札価格を提案した者を発表する。大学が設定する予定価格の範囲内の入札価格を提案した応募者のみ、その後の落札者選定の対象となる。この際、予定価格及び入札価格の公表は行わない。

7) 落札者の決定

落札者決定基準に基づき、入札価格及び事業計画、施設計画及び維持管理計画等その他の条件を審査委員会が総合的に評価する。大学は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する。

8) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに応募者に文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。

また、入札結果は、審査結果とあわせて大学のホームページ及び文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する予定である。落札者と基本協定を締結後、PFI法第8条に規定する客観的評価について公表する。

応募者は、非選定通知受理後7日以内に異議の申し立てをすることができる。異議申し立ては「4.-(3)2)」と同じく書面にて行うこととする。

9) 特定事業の選定の取消し

応募者等がない場合又は応募者全員の入札額が大学の設定する予定価格を越える場合、大学は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

10) 本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

11) 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続き」(平成7年12月14日付け政府苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室、電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

5. 提案内容審査

(1) 審査委員会の設置

審査に関して、学識経験者及び金沢大学職員で構成する「金沢大学附属図書館等棟 PFI 事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。審査委員会の審議事項は次のとおりとする。

実施方針(案)に関すること

入札関係書類(案)及び契約書(案)に関すること

応募書類の審査及び落札者の決定に関すること

審査委員会は以下の 10 名の審査委員で構成される。なお、審査委員会は非公開とする。

【審査委員会】

	氏名	所属等
委員長	橋本 哲哉	金沢大学 経済学部 教授 総合移転実施特別委員会 委員長
委員	中村 信一	金沢大学 副学長 財務委員会 委員長
	和田 敬四郎	金沢大学 附属図書館長
	山本 啓	金沢大学 法学部 教授
	碓山 洋	金沢大学 経済学部 教授
	石橋 弘之	金沢大学 薬学部 教授
	滝本 昭	金沢大学 工学部 教授
	敷田 麻実	金沢工業大学 環境系 環境情報・計画コア 教授
	中山 文夫	金沢大学 経理部 部長
	前田 廣志	金沢大学 施設部 部長

(2) 審査の方法

落札者決定基準に従って、審査委員会にて提案の審査を行う。最終的な落札者の決定は、入札価格及びその他の条件を総合的に評価し、最も有利な提案を行ったものを選定する

(3) 審査項目等

審査項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は落札者決定基準による。

1) 基礎審査

以下の計画について、応募者の提案内容が、大学の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認する。

- 事業計画に係る事項
- 施設整備計画に係る事項
- 維持管理計画に係る事項
- 特別食堂に係る事項

2) 定量的審査

定量的審査においては、下記項目について、審査委員会において審査し得点化する。評価に基づく各項目の得点の合計と入札価格により最も優秀な提案を選定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合もある。

- 事業計画に係る事項
- 施設整備計画に係る事項
- 維持管理計画に係る事項
- 特別食堂に係る事項

(4) 審査委員会事務局等

審査委員会の事務局は、以下のとおり。

事務局：〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課

TEL 076-264-5107

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス：fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

また、事務局に次の助言者を置く。

- ・ みずほ総合研究所 株式会社
- ・ 株式会社 佐藤総合計画
- ・ 三井安田法律事務所

6. 事業契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、大学を相手方として基本協定書(案)に基づき、基本協定を締結しなければならない。

(2) 特別目的会社(SPC)の設立

落札者は、本事業を遂行するため、商法(明治32年3月9日法律第48号)に定める株式会社として特別目的会社を設立する。特別目的会社は、本事業を遂行する選定事業者となる。

なお、落札者となった応募企業、又は応募グループの構成員は、必ず特別目的会社に出資することとする。特別目的会社へ出資する者及びその出資比率は自由とするが、応募企業又は応募グループの構成員の議決権が全体の50%を超えるものとする。

(3) 事業契約の締結

特別目的会社(選定事業者)と大学は、特別目的会社の設立後、速やかに提案内容及び事業契約書(案)に基づいて契約を締結する。

事業契約書において、選定事業者が遂行すべき設計業務、建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法を定める。

契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

特別目的会社が事業契約を締結しない場合は、大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。

(4) 事業契約の概要

1) 契約金額

契約金額は、落札価格を事業契約締結日における基準金利で見直した金額とする。

2) 事業の遂行

- ・ 平成17年3月1日までに大学に本施設を引き渡すこと。
- ・ 「2.-(7)-4)」に示す事業を確実に行うこと。

3) 対価の支払等

支払期間・回数等

本施設の設計及び建設に係る対価と維持管理業務に係る対価の支払は、事業契約

に定めるところにより、以下のとおり行う。詳細については別紙 1「入札価格等の算出方法及びサービス対価の支払い方法」を参照のこと。

(ア) 設計及び建設に係る対価

設計及び建設に係る対価(以下「施設整備費相当」という。)について、大学は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約を定める額を年 2 回の割賦方式により 26 回に分けて均等に支払う。設計及び建設に係る対価には、各種調査費、設計費、工事監理費、許認可取得費用、建中金利等の建設工事に係る費用一切を含む。

(イ) 維持管理業務に係る対価

維持管理業務に係る対価(以下「維持管理費相当」という。)について、大学は、定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で、引渡し後から事業期間中に、年 2 回、事業契約に定める額を選定事業者を支払う。

対価の改定

(ア) 設計及び建設に係る対価

維持管理期間中、施設整備費相当については、金利変動による改定は行わない。

(イ) 維持管理業務に係る対価

維持管理費相当については、物価変動のうち一定の幅(あらかじめ定められた指標の 3%)を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。詳細については別紙 1「入札価格等の算出方法及びサービス対価の支払い方法」を参照のこと。

4) 選定事業者の権利義務等に関する制限

選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承認がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

債権の譲渡

選定事業者が、大学に対して有する本施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、大学の事前の書面による承諾がなければ譲渡することができない。

債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、大学に対して有する本施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の事前の書面による承諾がなければ行うことができない。

5) 大学と選定事業者の責任分担等

基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計及び建設並びに維持管理の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書（案）に示すが、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

金沢大学生協同組合とのリスクと責任の分担

福利施設のうち、学生食堂及び購買等施設の運営は金沢大学生協同組合（以下「大学生協」という。）が行う予定であるが、大学生協の運営業務については選定事業者は基本的にリスク及び責任を負担しないこととする。大学生協が運営及び管理を行う学生食堂、購買等に関しては、要求水準書に示すとおり、選定事業者は清掃業務を行わない。また、大学生協の責に帰すべき事由により選定事業者が行う維持管理業務のコストが増加した場合には、選定事業者は大学に請求することができる。

6) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で大学は必要な協力を行う。

財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。金融上の支援としては、「4. - (2) - 4」を参照のこと。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援をうけることができる可能性がある場合には、大学はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

7) 選定事業者が付保する保険等

選定事業者は、事業契約書(案)別紙に示す保険を付保するものとする。

7. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行事務

選定事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と大学の関わり

本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、大学は事業契約に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

大学は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する。

事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

国立大学の法人化は、平成 14 年 6 月 25 日の『「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」について』の閣議決定において、平成 16 年度を目途に開始するとされている。

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

1) 業務内容

設計・建設業務及び維持管理業務については、事業契約書（案）及び要求水準書による。

2) 業務の委託

選定事業者は 1) に示した業務を、あらかじめ大学の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

(4) 大学によるモニタリング

大学は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行う。なお、維持管理業務について、要求水準を達成していないと認められる場合、大学は、当該業務に係る対価の減額等を行う。詳細は、事業契約書（案）を参照のこと。

1) 本事業の実施状況の確認

大学は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行う。また、定期的に行う確認のほか、大学が必要と認める場合には、随時確認を行う。

なお、確認に要する費用は、事業者側に発生する費用を除き大学の負担とする。

基本設計・実施設計時

選定事業者は、定期的に大学に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準に適業していることが確認できる設計図書を大学に提出し、内容の確認を受ける。

建築確認申請時

選定事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、大学に事前説明及び事後報告を行う。

工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、選定事業者を通じ、工事監理者に工事監理の状況を大学に毎月報告させる。また、選定事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。

ただし、大学が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

選定事業者から設計業務と建設業務を受託し又は請負う者が同一の建設会社等である場合には、工事監理者は当該建設会社以外の者としなければならない。

工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。

ただし、大学が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

施設供用開始後

大学は、施設供用開始後、定期的に維持管理業務のモニタリングを行う。

2) 支払の減額等

モニタリングを行った結果、維持管理業務について要求水準書等に規定された水準が

満たされていないことが判明した場合には、維持管理業務に係る対価の減額等を行うことがある。

3) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第281条第1項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士または監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3ヶ月以内に大学に提出する。また、大学は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

(5) 土地の使用等

本事業における土地の使用等については以下のとおり。

- ・ 本事業の敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。
- ・ 本施設に係る敷地については、選定事業者は、建設期間中無償で使用することができる。
- ・ 建設期間終了後、大学へ引渡した本施設は国有財産となる。この場合、財産の分類は行政財産である。
- ・ 選定事業者は、福利施設の一部（特別食堂）について提案を行い自らの提案に則って運営する場合、建物を無償で、厨房設備を有償で使用することができる。

8 . 提出書類

(1) 入札説明会・現地見学会への参加、入札説明書に関する質問のための提出書類

入札説明会・現地見学会への参加申込み、及び入札説明書に関する質問については以下の書類を提出すること。各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

入札説明会・現地見学会への参加申込み	(様式 1 - 1)
入札説明書等に関する質問	(様式 1 - 2)

(2) 参加表明、競争参加資格確認申請時の提出書類

参加表明書等は、1部提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

参加表明書	(様式 2 - 1)
応募企業、応募グループの構成員及び協力会社構成表	(様式 2 - 2)
委任状	(様式 2 - 3)
競争参加資格確認申請書	(様式 2 - 4)
競争参加資格に係る等級決定通知書の写し	
事業実施体制	(様式 2 - 5)
設計業務に関する専任配置等確認書	(様式 2 - 6 - 1)
設計実績	(様式 2 - 6 - 2)
建設業務に関する専任配置等確認書	(様式 2 - 7 - 1)
建設工事の施工実績	(様式 2 - 7 - 2)
維持管理業務に関する資格等確認書	(様式 2 - 8)
工事監理業務に関する専任配置等確認書	(様式 2 - 9 - 1)
工事監理実績	(様式 2 - 9 - 2)
添付資料提出確認書	(様式 2 - 10)

(3) 入札辞退時の提出書類

入札辞退届	(様式 3 - 1)
-------	--------------

(4) 入札時の提出書類

入札時に提出する入札提出書類は、以下のとおりである。書類を提出するときには、～ の各提案書に所定の表紙をつけ、それぞれ1分冊とし、< > に掲げる部数を提出すること。

入札提出書類の提出届 < 1 部 >	(様式 4 - 1)
委任状 (代理人) < 1 部 >	(様式 4 - 2 - 1)
委任状 (復代理人) < 1 部 >	(様式 4 - 2 - 2)
入札書 < 1 部 >	(様式 4 - 3)
業務要求水準に関する確認書 < 1 部 >	(様式 4 - 4)
金融機関からの関心表明書	
事業計画に係る提案書 < 15 部 >	
・ 事業計画提案書表紙	(様式 5 - 1)
・ 事業スケジュール	(様式 5 - 2)
・ 入札価格内訳書	(様式 5 - 3)
・ 建設工事費積算内訳書	(様式 5 - 4)
・ 維持管理の対価内訳書	(様式 5 - 5)
・ 割賦金利についての提案	(様式 5 - 6)
・ 資金調達に関する考え方及び特色についての提案	(様式 5 - 7)
・ 出資金・借入金明細書	(様式 5 - 8)
・ 設計・建設に係る資金運用・調達計画書	(様式 5 - 9)
・ 長期収支計画	(様式 5 - 10)
・ リスクへの対応に関する提案	(様式 5 - 11)
施設整備計画に係る提案書 < 35 部 >	
・ 施設整備計画提案書表紙	(様式 6 - 1)
・ 施設計画の概要	(様式 6 - 2 - 1)
・ 建築計画の概要	(様式 6 - 2 - 2)
・ 構造計画の概要	(様式 6 - 2 - 3)
・ 電気設備計画の概要	(様式 6 - 2 - 4)
・ 機械設備計画の概要	(様式 6 - 2 - 5)
・ 自動化書架の概要	(様式 6 - 2 - 6)
・ 周辺環境及び景観に配慮したデザイン性に関する提案	(様式 6 - 3 - 1)
・ 周辺環境及び景観に配慮したデザイン性に関する提案	(様式 6 - 3 - 2)
・ 環境保全性 (環境負荷低減性) に関する提案	(様式 6 - 4 - 1)
・ 環境保全性 (環境負荷低減性) に関する提案	(様式 6 - 4 - 2)
・ 機能性に関する提案	(様式 6 - 5 - 1)
・ 機能性に関する提案	(様式 6 - 5 - 2)
・ 機能性に関する提案	(様式 6 - 5 - 3)
・ 室内環境への配慮に関する提案	(様式 6 - 6 - 1)
・ 室内環境への配慮に関する提案	(様式 6 - 6 - 2)

- ・図書館の創造性に関する提案 (様式 6 - 7 - 1)
- ・図書館の創造性に関する提案 (様式 6 - 7 - 2)
- ・図書館の創造性に関する提案 (様式 6 - 7 - 3)
- ・図書館の創造性に関する提案 (様式 6 - 7 - 4)
- ・経済性に関する提案 (様式 6 - 8 - 1)
- ・経済性に関する提案 (様式 6 - 8 - 2)
- ・施工計画に関する提案 (様式 6 - 9)

施設整備計画に係る提案書(図面集) < 35 部 >

- ・施設整備計画提案書(図面集)表紙 (様式 7 - 1)
- ・透視図 (外観アイレベル) (様式 7 - 2 - 1)
- ・透視図 (エントランスまわり) (様式 7 - 2 - 2)
- ・透視図 (学生食堂まわり) (様式 7 - 2 - 3)
- ・透視図 (図書館まわり) (様式 7 - 2 - 4)
- ・透視図 (特別食堂まわり) (様式 7 - 2 - 5)
- ・配置図(外構計画を含む)(縮尺: 1 / 6 0 0) (様式 7 - 3)
- ・平面図(各階)(縮尺: 1 / 3 0 0) (様式 7 - 4)
- ・立面図(4面)(縮尺: 1 / 3 0 0) (様式 7 - 5)
- ・断面図(2面)(縮尺: 1 / 3 0 0) (様式 7 - 6)
- ・日影図(時間日影・等時間日影) (様式 7 - 7)
- ・面積表・仕上表等 (様式 7 - 8)

維持管理計画に係る提案書 < 35 部 >

- ・維持管理計画提案書表紙 (様式 8 - 1)
- ・建物保守管理業務及び設備保守管理業務に関する提案 (様式 8 - 2 - 1)
- ・建物保守管理業務及び設備保守管理業務に関する提案 (様式 8 - 2 - 2)
- ・清掃業務及び廃棄物処理に関する提案 (様式 8 - 3 - 1)
- ・清掃業務及び廃棄物処理に関する提案 (様式 8 - 3 - 2)
- ・植栽・外構維持管理業務に関する提案 (様式 8 - 4)
- ・長期修繕計画 (様式 8 - 5)

特別食堂に係る提案書 < 35 部 >

- ・特別食堂提案書表紙 (様式 9 - 1)
- ・特別食堂の事業内容に関する提案 (様式 9 - 2)
- ・特別食堂の実施体制に関する提案 (様式 9 - 3)

・特別食堂の備品に関する提案

(様式 9 - 4)

・特別食堂に係る収支計画

(様式 9 - 5)

9 . その他

(1) 情報の提供

本件入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、金沢大学のホームページに掲載する。

(2) 契約に違反した場合等の取扱い

契約締結後契約に違反し、又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等金沢大学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、金沢大学が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

別紙 1 入札価格等の算定方法及びサービス対価の支払い方法

添付資料 1 事業契約書(案)

添付資料 2 要求水準書

添付資料 3 落札者決定基準

添付資料 4 基本協定書(案)

添付資料 5 様式集